

赤情審第8号  
平成20年7月14日

赤磐市議会  
議長 小引美次様

赤磐市情報公開不服審査会  
会長 岡田雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に基づき  
る諮問について（答申）

平成20年5月23日赤市議第62号による次の諮問について、別紙のとおり  
り答申します。

「平成18年度政務調査費収支報告書領収書」に係る部分開示決定に対する  
る不服申立てについての諮問

答 申 第 5 号  
平成 20 年 7 月 14 日  
( 諮問第 5 号 )

答 申

1 . 審査会の結論

赤磐市議会議長が、「平成 18 年度政務調査費収支報告書領収書」について部分開示（領収書の詳細については不存在）とした決定は、妥当である。

2 . 異議申立人の内容

( 1 ) 異議申立ての経緯

本件異議申立人（以下「異議申立人」という。）は、平成 20 年 3 月 10 日付けで「平成 18 年度政務調査費収支報告書領収書と領収書の詳細」について開示請求を行った。

実施機関は、赤磐市情報公開条例（平成 17 年赤磐市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する、個人を識別できる情報（住所、氏名、印影、携帯電話番号、口座番号）、法人に関する情報（法人の印影）を除く部分開示決定（領収書の詳細については不存在）を行った。その後、本件処分を不服として、平成 20 年 5 月 12 日付けで異議申立てがなされたものである。

( 2 ) 異議申立ての趣旨

部分開示決定の取消を求める。

( 3 ) 異議申立ての理由

異議申出人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

ア 不開示部分について

( ア ) 発行人が個人の領収書の住所、氏名、印影を不開示とした部分

議員が個人から物品の購入をすることは論外で公金に対する認識に欠け、領収書の名前を消すことは領収書の意味がない。また、条例第 7 条第 2 号ただし書ウの当該公務員の当該職務

遂行の内容に係る部分に該当するため不開示情報に当たらない。

(イ) 人件費(配布賃金等)の領収書の住所、氏名、印影を不開示とした部分

資料配布の蓋然性から思料すると、同一人物が専属的に資料配布を委託されているもので、それは公知の事実であり、条例第7条第2号ただし書アの慣行として公にされている情報に該当するため不開示情報に当たらない。

イ 不存在の文書について

赤磐市議会政務調査費の交付に関する条例第7条により領収書の写し等の証拠書類を添付することとなっているが、政務調査費の支出に係る金員の成果物(印刷物・納品書・請求書など)も当然証拠書類を補完する一体的なものである。

部分開示決定通知書でそれらの成果物について不存在としたのは不適當であり、完全な証拠書類の具備を切望する。

### 3. 実施機関の主張の要旨

(1) 不開示部分について

一個人発行の領収書の住所、氏名、印影部分、及び人件費の領収書の住所、氏名、印影部分は、条例第7条第2号の個人に関する情報にあたり、また同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示とした。

(2) 不存在の文書について

情報公開条例は、実施機関が保有している文書を公開の対象とするものであり、議会が現に保有していない文書を開示請求に応じるために取得する義務までを課しているものではないと考える。

### 4. 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 結 果
平成20年5月23日	実施機関から諮問書を受理
平成20年5月28日	実施機関に処分理由説明要求書の送達

平成 20 年 6 月 4 日	実施機関から処分理由説明書を受理
平成 20 年 6 月 5 日	異議申立人に処分理由説明書を送達し、意見書の提出を要求
平成 20 年 6 月 11 日	異議申立人からの意見書・意見陳述申出書を受理
平成 20 年 6 月 17 日	審議
平成 20 年 7 月 14 日	答申

## 5 . 審査会の判断

### ( 1 ) 審査会の審議事項について

審査会は、「平成 18 年度政務調査費収支報告書領収書」のうち、領収書発行者が個人の領収書（以下「本件文書 1」という。）人件費の領収書（以下「本件文書 2」という。）については条例第 7 条第 2 号該当性について、領収書の詳細、成果物（以下「本件文書 3」という。）については存在しないとしたこととの妥当性について、検討を行った。

### ( 2 ) 本件対象公文書及び本件請求文書について

本件対象公文書及び本件請求文書は、赤磐市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 18 年赤磐市条例第 1 号。以下、「交付条例」という。）に基づき、平成 18 年度に赤磐市議会議員の議員活動（調査研究）に要する経費の一部として交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書とそれに添付される領収書等の証拠書類（以下「収支報告書領収書」という。）である。

### ( 3 ) 不開示情報該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員...である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当す

る情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ア 本件文書 1 について

本件文書 1 は、一個人からインターネット等を通じて物品を購入した領収書である。

異議申立人は本件文書 1 の不開示部分（個人の名前と住所と印影）が条例第 7 条第 2 号ただし書ウの当該公務員の当該職務遂行の内容に係る部分に該当するため不開示情報に当たらないと主張している。

これを検討すると、ここでの当該個人とは領収書発行者であり、当然公務員ではなくこの条項は該当しない。異議申立人の誤解に基づく申立というほか無い。

イ 本件文書 2 について

本件文書 2 は、議員が文書の配送等の労働に対する対価として個人へ支払った賃金の領収書である。

異議申立人は、本件文書 2 につき、資料配布の蓋然性から思料すると、同一人物が専属的に資料配布を委託されているもので、それは公知の事実であり条例第 7 条 2 号ただし書ア「法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」に該当するため、不開示とされている個人の名前、住所、印影につき開示すべきであると主張している。

これを検討すると、条例第 7 条第 2 号ただし書アに規定している「法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができることとされている情報や、公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上、個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる情報をいい、本件文書 2 の不開示部分はこれに当たらない。

( 4 ) 本件文書 3 の不存在の妥当性について

交付条例第 7 条において「政務調査費の交付を受けた議員は、…政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書の写し等の証拠書類を添付し、議長に提出しなければならない」と定めている。議員から提出された収支報告書領収書がこの交付条例第 7 条を

満たしているかを検討する。

ア 実施機関の説明によると、収支報告書領収書は、提出時に議会事務局の職員が、証拠書類と収支報告書に記載された金額との照合作業を行い、議員から提出されたものは全て保存管理している。

イ また、領収書の詳細、成果物の提出については、明確な取り決めはなく、法令等でそれらの提出を義務付けているとは認められない。

以上のことから、実施機関の説明を疑わせるような特段の事情も認められず、議員から提出された収支報告書領収書は、交付条例第7条を満たしていると判断し、本件文書3は、実施機関が保有しているとは認められないことから、本件決定のうち、本件文書3を保有していないとして行った不開示決定は妥当である。

#### (5) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1. 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6. 付言

今回異議申立人が本件決定に対する異議申立てにまで至っているのは、政務調査費の使途の透明性が十分に確保されていないことによると推測される。

法令上は妥当な決定ではあるが、市民感情から考えると、政務調査費の使途についてより透明性を高め情報公開を促進することが求められる。

今後、議会においては住民が納得できるような政務調査費支出の適正管理へ向けて、検収体制の整備等、政務調査費制度を改善されることを期待する。

赤磐市情報公開不服審査会

会長	岡田	雅夫
副会長	木津	恒良
委員	丸尾	壽